

# 情報ファイル

Information File



## 税・年金

### 自動車税の納税をお忘れなく

6月1日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県税事務所から納税通知書を送りますので、県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

なお、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジット・カードでも納付できます。(利用者には決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に確認してください。

また、平成27年度より、新車新規登録から13年(ディーゼル車は11年)を経過した一定の自動車の税率を重くする特例措置について、重課する割合が概ね15%増(現行概ね10%増)に見直され、環境負荷の小さい自動

車の税率を軽減する特例措置については、対象となる車種や条件を見直したうえで、軽減する割合の引上げが行われました。詳しくはホームページを確認してください。

### 問合せ先

西三河県税事務所  
自動車税グループ  
☎0564-27-2712  
ホームページ  
<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

### 国民年金保険料 学生納付特例の申請はお済みですか

学生納付特例制度は、学生期間中は収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

学生特例期間は、10年以内であれば、保険料の追納ができます。

ただし、2年を経過すると当時の保険料と加算額が、追納額になります。希望する方は早めに申請をしてください。

**対象者** 20歳以上の学生で本人の前年所得が18万円以下の方

**特例期間の取り扱い** 学生納付特例期間に障がい者になった場合、障がいの程度に応じて障害基礎年金の受給対象にな

## 公民館長異動のお知らせ

4月1日より、高取公民館長に酒井康満氏が就任しました。

あわせて各公民館長をご紹介します。

(敬称略)

公民館名	館長氏名
大山公民館	神谷 利信
高浜南部公民館	神谷 法穂
吉浜公民館	石橋 勝治
高取公民館	酒井 康満
翼公民館	宮田 克弥
中央公民館	岡島 正明 (文化スポーツグループリーダー)

### 問合せ先

圃文化スポーツグループ  
☎52-1111(内線330)

ります。学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、受給額には反映されません。申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・学生証のコピー(有効期限の記載面含む。)

### 問合せ先

圃市民窓口グループ  
☎52-1111(内線216)

## 相続・遺言贈与

相続対策本番!! 無料相談 刈谷駅徒歩3分



司法書士今井裕司

やるなら今!! 早い対処で差がつく相続対策  
★将来の相続が不安。対策して安心したい!!  
★贈与と遺言どちらがお得か知りたい!!  
★認知と成年後見について詳しく知りたい!!  
総計1000件超の相談実績! 詳細は「あいち相続」検索

※業務範囲: 司法書士法3条、29条1項1号に定める業務。事件着手後は費用発生。

刈谷市相生町2-29-2k-frontビル3階

あいち司法&相続

0120-130-914